

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 8 月27日
【会社名】	株式会社リグア
【英訳名】	L i g u a I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川瀬 紀彦
【本店の所在の場所】	大阪市中央区淡路町二丁目 6 番 6 号 淡路町パークビル 2 号館
【電話番号】	06-6232-1800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 半田 晴彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区淡路町二丁目 6 番 6 号 淡路町パークビル 2 号館
【電話番号】	06-7777-0159
【事務連絡者氏名】	取締役 半田 晴彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 43,300,000円 (第 6 回新株予約権証券) その他の者に対する割当 891,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 286,671,000円 (注) 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在の見込額であります。新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	50,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．上記普通株式（以下「本新株式」といいます。）については、2026年8月27日開催の当社臨時取締役会において発行を決議しております。

- 2．振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,000株	43,300,000	21,650,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	50,000株	43,300,000	21,650,000

（注）1．本新株式の募集（以下、後記第6回新株予約権証券の募集と併せて「本第三者割当」といいます。）は第三者割当の方法によります。

- 2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、21,650,000円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期日	申込証拠金（円）	払込期日
866	433	100株	2026年9月14日	-	2026年9月14日

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2．発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4．払込期日までに割当予定先との間で株式総数引受契約を締結しない場合には、これらの者に対する第三者割当による本新株式の発行は行われないこととなります。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リグア	大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 天神橋支店	大阪市北区東天満2丁目6番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	3,300個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	891,000円
発行価格	新株予約権1個につき270円 （新株予約権の目的である株式1株につき2.7円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	2026年9月14日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リグア 大阪市中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
払込期日	2026年9月14日
割当日	2026年9月14日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 天神橋支店

（注）1．第6回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）については、2026年8月27日開催の当社臨時取締役会において発行を決議しております。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は330,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第１項に定義する。）は本新株予約権１個につき100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第２項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準：本新株予約権の当初行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第２項に定義する。）は、2026年８月27日開催の臨時取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値（以下、「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の95％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額と同額の866円である。当社は、割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して６ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該効力発生日以降、当該決議が行われた日の直前取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日時価」という。）に修正される。但し、547円（以下「下限行使価額」という。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項の規定を準用して調整されることがある。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は本欄第４項に記載の下限行使価額とする。 3. 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第２項に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。但し、直前の行使価額修正から６ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。 4. 行使価額の下限：当初547円（2026年８月27日開催の臨時取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して60％を乗じた金額の１円未満の端数を切り上げた金額とする。）ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第４項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は330,000株（2026年８月27日現在の発行済株式総数1,611,800株に対する割合は20.47％）、割当株式数は100株で確定している。 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第４項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：181,401,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。） 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株である。

新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式330,000株（以下、「対象株式数」という。）とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、866円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。 3. 行使価額の修正 (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本号に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌々取引日以降、修正基準日時価（当該決議が行われた日の直前取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合のみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。 (2) 前号にかかわらず、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

4．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

	(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	286,671,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年9月14日から2028年9月13日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リグア 管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 天神橋支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の10%（161,180株）（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

	新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
--	---

（注）１．本第三者割当の発行により資金調達をしようとする理由

（１）資金調達の目的

当社グループは、「DESIGNING WELLNESS LIFE」というブランドパーパスのもと、「人生から不安をなくし、生きるをサポートする。」企業グループとして、予防医療を提案するウェルネス事業および金融サービスを提案するファイナンシャル事業を展開しております。直近の業績におきましては、既存事業の収益性低下等に伴い2026年３月期において123百万円の営業損失を計上し、同2026年３月期末において自己資本比率が7.1%に低下するなど厳しい経営環境が続いておりますが、当社は現在、赤字からの脱却と収益基盤の再構築に向けた事業の構造改革を最優先課題として推進しております。このような背景のもと、当社は2027年３月期から2029年３月期までの中期経営計画を策定し、2027年３月期を「再建」の期と位置づけ、接骨院ビジネスの原点に回帰して収益構造の改善を図るとともに、高付加価値領域であるグループ院を重点ターゲットとした既存顧客の深掘りと新規顧客の開拓を戦略的に進めております。

具体的には、IFMC.(イフミック)関連事業において、第三者が販売する商品について当社が原材料及び資材を調達し、製造・加工を外部委託した上で、完成品として納入するOEM製品の提供を新たに開始する予定です。本OEM製品の提供では、原材料・資材の仕入代金及び製造・加工委託費の支払が完成品の納入及び販売代金の回収に先行し、納入まで当社が在庫を保有することから、当該先行支払に充当する運転資金が必要となります。

また、AI関連事業では、従来のAIコンサルティングの前段に、AI・DXの基礎及び業務活用を学びリスクリング研修を追加し、研修参加者の目標及び進捗を管理するSaaSを併せて提供することで、顧客の基礎能力向上及びAIコンサルティング案件の創出基盤の構築を図ります。当初は、当社が取引関係を有する接骨院を中心に研修を展開し、その後、Web広告等を通じて一般企業へ対象を拡大する予定です。

本資金調達により、IFMC.関連事業におけるOEM製品の供給体制及びAI研修・SaaSの提供体制を整備し、中長期的な収益基盤の拡充及び企業価値の向上を図ってまいります。

（２）本新株予約権の概要

本新株予約権は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

なお、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できるようにする観点から、本新株予約権の内容及び本契約においては、後述の「（４）本第三者割当の主な特徴」に記載する特徴を盛り込んでおります。

（３）本第三者割当を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株株式及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（ア）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、また、同時に将来の１株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ライツ・オファリングについては、コミットメント型ライツ・オファリングの場合は引受手数料等のコストが増大すること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては割当先である既存投資家の参加率が不透明なことから資金調達方法の候補から除外いたしました。

転換社債型新株予約権付社債については、発行と同時に資金を調達できるメリットはありますが、転換が進まない場合、満期時に社債を償還する必要があること、負債と認識されるため、財務の健全性が損なわれる可能性があります。

東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第１項に規定されるMSCB等（行使価額修正条項付き新株予約権(MSワラント)）の場合は、行使の都度又は短期間に反復して市場株価を基準に行使価額が修正されます。そのため、行使及び取得株式の市場売却が継続することにより、当社株価に継続的な下落圧力が生じる可能性があるため、採用しないことといたしました。なお、本新株予約権も開示府令上の行使価額修正条項付新株予約権に該当しますが、その修正は当社取締役会の決

議により6か月に1回を超えない頻度でのみ行うことができるため、東証有価証券上場規程第410条に規定するMSCB等には該当しません。

（イ）本資金調達方法（第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行）について

本資金調達方法は、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が本新株式の割当予定先に求めた点として、十分な事業上のシナジーが見込まれること、本新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行については、50,000株であり、本新株予約権の発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の3.1%の希薄化となり限定的であると考えております。

また、本新株予約権は、潜在株式数が330,000株と一定であり、当社の判断において行使価額の下修正を行った場合でも株式価値の希薄化が限定されております。なお、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の10%

（161,180株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また、本割当契約において、割当予定先は、割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち1,000個について、当社による行使許可を受けない限り、行使を行うことができない旨が規定されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

本新株式と本新株予約権による潜在株式数をあわせた数は、当社発行済株式総数の23.58%（380,000株）となりますが、一時において希薄化が進むのではなく、相応の時間の経過の中で希薄化が行われる事により、急速な既存株主の皆様の株式価値希薄化とならないよう配慮をいたしております。

流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の20.47%（330,000株）であり、割当予定先による本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本割当契約において、当社は、割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち1,000個を上限として、割当予定先に対し、他の第三者へ本新株予約権の譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより事業戦略上において優先的と考えられる割当先が現れた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で6ヶ月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価の95%に相当する金額に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達

スキームを実施し、時機を捉えた事業資金の投入により、早期に業績向上させることで、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(4) 本第三者割当の主な特徴

本新株予約権は、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できるようにする観点から以下の特徴が設けられています。

(ア) 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知の上、適時開示を行うものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(イ) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の10%（161,180株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。また、本割当契約において、割当予定先は、割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち1,000個について、当社による行使許可を受けない限り、行使を行うことができない旨が規定されております。

これらにより、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(ウ) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(エ) 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

(オ) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本割当契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。なお、当社は、割当予定先に、本新株予約権の割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち

1,000個を上限として、マイルストーン社による行使を制限しており、他の第三者へ本新株予約権の譲渡指示を行うことができます。

2．本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第131条第3項に定める特別口座を除きます。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「本新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める当社の指定する口座に入金された日に発生するものとします。
- (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

3．本新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
329,971,000	8,620,000	321,351,000

（注）1．上記払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（43,300,000円）並びに本新株予約権の払込金額の総額（891,000円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額（285,780,000円）を合算した金額であります。

- 2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少します。
- 3．発行諸費用の概算額の内訳は、本第三者割当の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信用調査の外部委託費用、登記費用等の合計額であります。
- 4．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額321,351千円については、IFMC・関連OEM製品に係る仕入及び加工費用並びにAI研修の追加施策に係る費用として、次のとおり充当する予定であります。

< 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
顧客向けAI研修の追加施策に係る費用	43,300	2026年9月～2028年6月
合計	43,300	—

< 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
IFMC.関連OEM製品に係る仕入・加工費用	278,051	2026年10月～2028年12月
合計	278,051	—

（注）１．今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。

- ２．上記各使途に係る支出は、いずれも当社が直接行う予定であり、当社子会社に対する投融資に充当することはありません。
- ３．本新株予約権の行使により実際に調達する資金の額が上記差引手取概算額を下回る場合、当社は、入金済みの調達資金の範囲で、契約又は発注等により支払が確定したものに限り執行します。未発注の生産ロット、広告、採用及び追加開発については、規模を縮小し、又は手元資金により充当します。
- ４．本新株予約権の行使により実際の調達額が上記差引手取概算額を上回ることとなった場合には、当該超過額の具体的な使途、金額及び支出予定時期を取締役会において決定し、関係法令及び東京証券取引所の規則に従い、必要な開示を行った上で充当します。
- ５．資金使途、金額又は支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、関係法令及び東京証券取引所の規則に従い、速やかに開示いたします。

（具体的な使途について）

顧客向けAI研修の追加施策に係る費用

当社グループは、取引関係を有する接骨院等に対し、生成AI関連ツールを利活用した業務改善、業務効率化及び生産性向上を支援するAIコンサルティングサービスを2026年2月より開始しております。一方、顧客がAI及びDXに関する基礎的な理解を十分に有していない場合には、業務上の課題を特定し、導入前に費用対効果を具体化するまでに時間を要することが、契約獲得上の課題となっております。

このため当社は、AIコンサルティングの前段に、AI及びDXの基礎並びに業務への活用方法を学びリスクリソング研修を追加するとともに、研修参加者の目標及び進捗を管理するサービス(SaaS)を提供することいたしました。研修は、複数の顧客企業が参加する集団研修及び単一の顧客企業向けに内容を一定程度カスタマイズする個別研修により構成し、当初は当社が取引関係を有する接骨院を中心に提供した後、Web広告等を活用して一般企業へ対象を拡大する計画であります。

当社は、上記追加施策の開始及び拡大に必要な費用として、2026年9月から2028年6月までに、研修担当人員2名の採用・教育及び人件費24,662千円、顧客獲得のための広告宣伝費8,400千円、SaaSの追加開発、サーバーその他の提供基盤及びAI関連ツールの利用料8,238千円並びに研修コンテンツの制作・更新費用2,000千円の合計43,300千円を、上記調達資金から充当する予定であります。

研修担当人員は、研修の準備及び実施、受講者への支援、受講状況の確認並びにSaaSの運用支援を担当する予定であります。広告宣伝費は、主としてGoogle検索広告及びMeta広告等のWeb広告並びにこれらに付随する広告素材の制作等に充当する予定であります。SaaS関連費用は、既に内製したβ版について、顧客企業への提供開始に先立ち必要となる機能の追加、クラウドサーバー、データベース、監視及びバックアップ等の提供基盤並びに研修教材の作成等に使用するAI関連ツールの利用料に充当する予定であります。研修コンテンツの制作・更新費用は、AI及びDXの基礎、生成AI関連ツールの利用方法、業務への適用方法並びに情報管理上の留意事項等に関する教材、演習及び動画等の制作・更新に充当する予定であります。

上記費用は、AI研修・SaaSの追加施策に直接必要となる費用に限定した上で、会計上分別して管理し、従前から実施しているAIコンサルティングサービスその他の既存事業に係る経常的な運営費用には充当しません。また、広告、採用及び追加開発については、研修契約数、SaaSの利用状況、広告効果及び資金残高を月次で確認し、事業の進捗に応じて段階的に実施する予定であります。

IFMC.関連OEM製品に係る仕入・加工費用

当社は、IFMC.関連事業において、第三者が販売する商品について、当社が原材料及び資材を調達し、製造及び加工を外部に委託した上で、完成品として納入するOEM製品の提供を新たに開始する予定であります。当社は、これまでの自社製品の開発、製造及び加工を通じて蓄積したノウハウを活用し、第一弾として特定取引先向け製品の供給に取り組む計画であります。

本OEM製品の提供では、当社が原材料及び資材の調達並びに製造及び加工の委託に係る支払を行い、完成品を取引先へ納入するまでの間、当該製品を在庫として保有します。このため、原材料及び資材の仕入代金並びに製造及び加工委託費の支払が、完成品の納入及び販売代金の回収に先行することから、当該先行支払に充当する運転資金が必要となります。

当社は、本OEM製品の提供に係る月次の製造・供給計画における対象製品の数量、原材料及び資材の調達単価、製造及び加工単価、発注ロット並びに支払条件を基礎として、2026年10月から2028年12月までに支出する原材料・資材等の仕入代金216,518千円及び製造・加工委託費61,533千円の合計278,051千円を算定しており、上記調達資金から充当する予定であります。

実際の支出に当たっては、対象製品の需要、契約又は発注の状況及び実際に調達した資金の額を確認した上で、契約又は発注等により支払が確定したものに順次充当します。本新株予約権の行使が想定どおりに進まない場合には、手元資金により充当します。他の資金調達を行う必要がある場合には、資金調達の必要性、条件及び既存株主への影響を踏まえ、別途取締役会において決定し、関係法令及び東京証券取引所の規則に従い、必要な開示を行います。

< 直近の資金調達及び調達資金の充当の状況 >

当社は、2026年1月5日を払込期日として、当社普通株式を発行し、IFMC.関連の協業拡大のための成長投資を目的として資金調達を行いました。

調達額について、下記の表に記載のとおり充当しております。

具体的な用途	調達した金額 (百万円)	調達した資金の充当額 (百万円)	支出予定時期
IFMC.関連の協業拡大のための成長投資	90	51	2026年1月～2027年12月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

株式会社ストリートスマート

a．割当予定先の概要	名称	株式会社ストリートスマート
	本店の所在地	大阪府四條畷市西中野三丁目10番30号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 松林 大輔
	資本金	35百万円
	事業の内容	IT・DXコンサルティング業
	主たる出資者及びその出資比率	サンクチュアリ株式会社 86.1%
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社は割当予定先の株式を0.5%保有しております。
	人事関係	割当予定先の代表取締役である松林 大輔氏は、当社の連結子会社であるFPデザイン株式会社の取締役を兼任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	当社グループにおいて、昨年秋より協業を進め、本年2月から業務提携契約を締結して、AIコンサルティング業務を外部委託しており、これに伴う取引関係があります。なお、今回の第三者割当増資を契機として、同社とのパートナーシップをより一層強化し、当該コンサルティング領域における協業体制の深化を図る予定です。

（注） 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年8月27日現在におけるものです。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

a．割当予定先の概要	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
	資本金	10百万円
	事業の内容	投資事業
	主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年8月27日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

株式会社ストリートスマート

株式会社ストリートスマート（以下、「ストリートスマート社」といいます。）を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

ストリートスマート社は2009年9月に代表取締役の松林大輔氏により設立された企業であり、当社代表取締役の川瀬紀彦の知人を通じて起業間もないストリートスマート社の紹介を受けました。松林大輔氏はITに関する知識が深かったことから、当社の一般企業向けのコンサルティング事業内で2010年にスタートをしたGoogle社のGoogle Apps（現：Google Workspace）というITツールの導入支援事業を業務委託し、共にIT事業を開拓して参りました。また、当社は2012年2月にソフトバンク株式会社へのGoogle Apps導入支援業務を受託し、業務の一部を当社からストリートスマート社へ業務委託をしておりました。当社以外にもストリートスマート社はテクノロジーの導入・活用に関するサービスを自治体や教育機関、一般企業に提供されています。これらの実績が認められ、日本で初めてGoogle公式トレーニングパートナーにストリートスマート社が認定されました。なお、代表取締役の松林氏は、FPデザイン株式会社がストリートスマート社との提携によりAI関連コンサルティング事業を開始するに当たり、同氏が有するAI・IT分野の知見を同事業の推進に活用することを目的として、2025年9月1日付で同社取締役役に選任されました。

当社グループでは、2026年2月より企業のAI活用とDX化を強力に支援するAIコンサルティングサービスを開始しました。当社グループの知見を生かし、ヘルスケア業界・金融業界を中心とした企業の競争力に寄与していたため、ストリートスマート社から生成AI関連のツールを利活用したノウハウの提供を受けております。

業務提携が順調に推移していることをふまえ、資本提携を進めることにより、これまで以上に、両グループの経営資源を統合的に活用して企業価値の向上を図ることを目指して、同社を本新株式の割当予定先として選定いたしました。今後、資本業務提携による更なる関係強化と資金調達による事業リソース確保を通じて協業を加速していく方針であります。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、2025年6月にマイルストーン社からの直接ミーティング依頼があり、以降情報交換を続けておりました。その後、2026年5月頃より新株予約権を活用した資金調達について協議及び交渉を開始し、2026年6月に本資金調達の概要について合意いたしました。当社は、2026年8月27日開催の臨時取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2012年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。マイルストーン社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約68社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「第一部 〔証券情報〕 第1〔募集要項〕 4〔新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）〕（2）〔新株予約権の内容等〕（注）」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の主要株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針である旨を口頭で伺っており、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株式の総数は、50,000株であり、その全てをストリートスマート社に割当てます。

本新株予約権の目的である株式の総数は、330,000株であり、その全てをマイルストーン社に割当てます。

(4) 株券等の保有方針

ストリートスマート社

ストリートスマート社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、資本業務提携による更なる関係強化と、資金調達によるリソース確保を通じて協業を加速していく方針のため、長期的に保有する方針とストリートスマート社の代表取締役松林氏より当社の代表取締役川瀬が口頭で伺っております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

マイルストーン社

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針とマイルストーン社の代表取締役浦谷氏より当社取締役半田が口頭で伺っております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

ストリートスマート社

当社は、ストリートスマート社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2026年7月31日現在の預金残高が564百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。併せて、自己資金で払込予定であること及び本日まで大きな変動がないことを口頭で確認しております。当社が、ストリートスマート社が本新株式の引受けに係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、預金口座残高及び過去3期分の決算報告書により財務の健全性が確認されたことと、本新株式の引受けに必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

マイルストーン社

当社は、2025年2月1日から2026年1月31日に係るマイルストーン社の第14期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高6,500百万円、営業利益が1,429百万円、経常利益が1,447百万円、当期純利益が1,143百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2026年1月31日現在の純資産が4,696百万円、総資産が5,097百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2026年7月14日現在の預金残高が655百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。併せて、自己資金で払込予定であること及び本日まで大きな変動がないことを口頭で確認しております。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社はマイルストーン社が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先2社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号、代表取締役社長荒川一枝）に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書

取得する予定です。また、本新株予約権は、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社普通株式の取引量と株価の推移、一時的な相場変動等を考慮し、本新株式発行に係る臨時取締役会決議日の前取引日（2026年8月26日）の終値である911円を参考に終値に95%を乗じた価格（1円未満の端数切り上げ）である1株866円といたしました。

本新株式の発行価額を866円に設定したのは、本新株式により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、当社の業績動向等を考慮し、一方で、本新株式の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、一定程度のディスカウントの要望を受け入れつつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、ディスカウント率を5%以内として本新株式の割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。また、直前1か月間（2026年7月27日から2026年8月26日まで）の終値単純平均値831円に対して4.21%のプレミアム、直前3か月間（2026年5月27日から2026年8月26日まで）の終値単純平均値839円に対して3.22%のプレミアム、直前6か月間（2026年2月27日から2026年8月26日まで）の終値単純平均値896円に対して3.35%のディスカウントとなります。

なお、本新株式の発行価額については、当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としていること、当社の株価について、通常の市場取引以外の要因により市場価格が影響を受け、当社の客観的な株式価値を反映していないと認められる特段の事情がないこと、本取締役会決議日の前営業日の終値が、現時点における当社の株式価値を最も適切に反映していると考えられること、当該終値からのディスカウント率が5%であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に定める範囲内であることを総合的に勘案し、有利発行に該当しないものと判断しております。当該判断に当たっては、当社監査役会（監査役3名、うち社外監査役・独立役員2名）から、本新株式の発行価額が客観的な市場価格を基準としていること、取締役会決議日の前営業日の終値を基準とすることに合理性が認められること、ディスカウント率が日本証券業協会の上記指針に準拠していること、及び発行価額の決定過程に不合理な点が認められないことから、本新株式の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング35階、代表取締役社長 野口真人）（以下、「ブルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。ブルータス社は、発行要項及び本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（911円）、ボラティリティ（52.83%）、行使期間（2年）、配当利回り（0%）、無リスク利率（1.674%）、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当予定先の行動としては、割当予定先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、1日あたり10個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の270円（1株当たり2.7円）といたしました。

本新株予約権の当初行使価額については、本新株予約権発行に係る臨時取締役会決議日の前取引日（2026年8月26日）の東京証券取引所における普通取引の終値911円を参考として、終値に95%を乗じた価格（1円未満の端数切り上げ）と同額の1株866円（ディスカウント率5%）に決定いたしました。また、本新株予約権には行使価額の修正条項が設けられております。当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができますものとします。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額（当初547円、2026年8月27日開催の臨時取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して60%を乗じた金額の1円

未満の端数を切り上げた金額とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は当該下限行使価額といたします。なお、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たな行使価額の修正を行うことはできません。本新株予約権の行使価額について前日終値からディスカウントを行ったのは、当社の財政状態及び経営状況に鑑み、割当先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、割当予定先と協議したうえで、総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間(2026年7月27日から2026年8月26日まで)の終値単純平均値831円に対して4.21%のプレミアム、当該直前営業日までの3か月間(2026年5月27日から2026年8月26日まで)の終値単純平均値839円に対して3.22%のプレミアム、当該直前営業日までの6か月間の(2026年2月27日から2026年8月26日まで)の終値単純平均値896円に対して3.35%のディスカウントとなっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当該行使価額を前提に算定した発行価額については、本新株予約権の発行価格(270円)をブルータス社による価値算定価額と同額で決定しており、また、その算定手続きについて著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行価格は、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査役会がブルータス社による本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえて検討し、同社が当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であり、新株予約権の価値算定に必要な専門知識及び経験を有していること、ブルータス社が採用したモンテカルロ・シミュレーションが本新株予約権の諸条件を評価に反映するための合理的な算定方法であること、株価、株価変動性、権利行使期間、行使価額の修正条件、下限行使価額、当社及び割当予定先の行動その他の主要な条件が評価上考慮されていること、その算定過程及び前提条件に不合理な点が認められないこと、並びに本新株予約権の発行価額が価値算定書に記載された公正価値と同額であることから、本新株予約権の発行はブルータス社の算定結果に照らして割当予定先に特に有利ではなく、取締役会の判断について法令に違反する重大な事実とは認められないとの意見を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行株式数は50,000株、また、本新株予約権の行使による発行株式数は330,000株であり、2026年8月27日現在の当社発行済株式総数1,611,800株に対し23.58%(2026年8月27日現在の当社議決権個数15,907個に対しては23.89%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本第三者割当においては、株式の希薄化による株価への影響を可能な限り抑制するため、以下の措置を講じております。第一に、本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで、一度に全額を新株式として発行する場合と比較して、段階的な希薄化となるよう配慮しております。第二に、前述の「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)(4)本第三者割当の主な特徴」に記載のとおり、本新株予約権には一度に大量の行使が行われることを制限する行使制限条項が設けられております。加えて、割当予定先であるマイルストーン社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載の通り、同様の新株予約権を数多く割当てられている投資家であり、株式の売買に関しては十分な経験を有しております。マイルストーン社は、市場の流動性や、新株予約権を行使して取得した株式のコストを意識したうえで、市場に与える影響を考慮し、保有する株式を市場の出来高に応じて順次市場で売却する方針であり、行使によって取得した株式を売却後に次の行使を行う方針であると聴取しております。そのため、市場に対して短期的な株式の大量供給が生じる可能性は低く、市場への悪影響は限定的であると考えております。第三に、本新株予約権には取得条項が付されており、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなど資金ニーズが変化した場合は、当社が未行使の新株予約権を取得することが可能であり、不要な希薄化を抑制する柔軟性を確保しております。

また、当社グループの過去3期の1株当たり当期純利益は、2024年3月期71.87円、2025年3月期202.46円、2026年3月期159.28円となっております。直近で厳しい業績が続いておりますが、本第三者割当によって調達した資金を、IFMC.関連OEM製品に係る原材料・資材等の仕入代金及び製造・加工委託費並びにAI研修・SaaSの追加施策に直接必要な費用に充当することで、IFMC.関連OEM製品の供給体制及びAI研修・SaaSの提供体制を整備し、収益基盤の拡充を図ってまいります。

以上の理由により、当社といたしましては、本第三者割当による発行数量は、具体的な資金需要を基礎として算定したものであること、発行される株式数の上限が380,000株に固定されていること、本新株予約権についてはその行使に応じて段階的に株式が発行されること、及び既存株主の皆様への影響に配慮した条項が設けられていることを総合的に勘案し、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、必要な資金を調達するための規模として合理的

であると判断しております。また、その結果として、資金調達を通じた中長期的な業績向上および企業価値の増大により、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
川瀬 紀彦	兵庫県芦屋市	471,500	29.64	471,500	23.90
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6 番1号	—	—	330,000	16.73
株式会社BRIDGE	東京都千代田区神田和泉町1丁 目6番16号	193,200	12.15	193,200	9.79
株式会社TBM	東京都千代田区有楽町1丁目2 番2号	100,000	6.29	100,000	5.07
藤原 俊也	東京都中央区	79,800	5.02	79,800	4.05
石本 導彦	大阪府泉佐野市	62,400	3.92	62,400	3.16
株式会社ストリートスマート	大阪府四條畷市西中野三丁目10 番30号	—	—	50,000	2.53
藤本 幸弘	東京都港区	43,500	2.73	43,500	2.21
株式会社ケイズグループ	千葉県市川市中山1丁目8番12 号	42,300	2.66	42,300	2.14
K&Pパートナーズ2号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区内神田1丁目2 番1号	39,000	2.45	39,000	1.98
計	-	1,031,700	64.86	1,411,700	71.57

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2026年3月31日時点の総議決権数15,907個に、本新株式発行により増加する議決権数(500個)及び本新株予約権の目的となる株式の発行により増加する議決権数(3,300個)を加えた数で除して算出しております。

3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。なお、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の保有方針は純投資であり、長期保有は見込まれない予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第22期中、提出日2026年6月24日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年8月27日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月27日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第22期有価証券報告書の提出日（2026年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年8月27日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2026年6月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

2026年6月25日（連結子会社における株主総会決議日）

（2）当該事象の内容

当社は、連結子会社である日本ソフトウェア販売株式会社から剰余金の配当として50百万円を受領することとなりました。当該配当金の受領日は、2026年6月30日を予定しております。

（3）当該事象の損益に与える影響額

当該配当金の受領により、当社は2027年3月期の個別決算において、受取配当金50百万円を営業外収益に計上いたします。なお、連結子会社からの配当であるため、2027年3月期の連結業績に与える影響はありません。

（2026年7月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

2026年7月24日（和解成立日）

（2）当該事象の内容

当社の旧連結子会社であった株式会社FPデザイン（以下「FPデザイン」といいます。）において、FPデザインを被告とする損害賠償請求訴訟が係属しておりました。

当社は、2025年8月1日付でFPデザインの全株式を譲渡しておりますが、当該株式譲渡に係る契約において、本件訴訟に関連してFPデザインに生じる一定の損害及び合理的な弁護士費用等を当社が補償する旨を定めております。

今般、裁判所から提示された和解案を踏まえ、FPデザイン及び原告との間で裁判上の和解が成立したことから、当社において上記契約に基づく補償損失が発生する見込みとなりました。この結果、本件和解に係る和解金30,000千円及び本件に関連する合理的な弁護士費用等を含む合計32,500千円を2027年3月期第1四半期連結会計期間において「支払解決金」として特別損失に計上する見込みとなりました。なお、弁護士費用等の最終額は現在精査中であり、上記金額に重要な変更が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

訴訟の内容や相手方につきましては、秘密保持条項により非開示とさせていただきます。

（3）当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2027年3月期第1四半期の個別及び連結決算において、支払解決金32,500千円を特別損失として計上しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月24日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月23日

株式会社リグア

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長井 完文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 曾川 俊洋
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社リグアの機材・消耗品及び健康サポート売上の実在性及び期間帰属の適切性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社グループは、ウェルネス事業及びファイナンシャル事業を営んでおり、当連結会計年度の連結売上高2,419,257千円のうち、ウェルネス事業は73.3%を占めている。また、ウェルネス事業のうち、株式会社リグアの売上高が約6割を占めており、その中心的な事業が機材・消耗品及び健康サポート売上である。 【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（3）重要な収益及び費用の計上基準に記載の通り、ウェルネス事業では、顧客との契約に基づいて、商品等を引き渡した時点で収益を認識している。 売上高はそれ自体が重要な経営指標であるとともに、利益の最も重要な源泉といえる。また、業績予想が外部投資家へ公表されていることから、経営者は予算達成のためのプレッシャーを受ける可能性があり、実際の取引に基づかない売上の計上や期末付近の商品等の引き渡し前に売上が計上される潜在的なリスクが存在する。 以上から、当監査法人は株式会社リグアにおける機材・消耗品及び健康サポート売上の実在性及び期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、株式会社リグアの機材・消耗品及び健康サポート売上の実在性及び期間帰属の適切性について、主に以下の監査手続を実施した。 ・売上の実在性及び期間帰属の適切性を確保するために会社が構築した内部統制の整備・運用状況を評価した。 ・経営者とのディスカッションの実施や取締役会の議事録の閲覧等により、直近の事業環境を理解するとともに、機材・消耗品及び健康サポート売上に係る販売体制の整備状況や予算の達成に向けた取り組み状況を確認した。 ・売上取引のうち一定の要件に該当する取引を抽出し、注文書、受領書等の外部証憑との突合により、取引の実在性及び期間帰属の適切性を検討した。 ・配送業者の出荷情報を照会し、期末日までに商品が発送されていることを確認することにより期間帰属の適切性を検討した。 ・商品の主な出荷拠点である外部倉庫に対する期末日における棚卸立会を実施し、未出荷売上の有無を確認した。 ・期末日後の売上取消処理の状況を確認し、当期の売上高の取消として処理すべき返品取引等がないかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リグアの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社リグアが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月23日

株式会社リグア
取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長井 完文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 曾川 俊洋
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグアの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

機材・消耗品及び健康サポート売上の実在性及び期間帰属の適切性について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「株式会社リグアの機材・消耗品及び健康サポート売上の実在性及び期間帰属の適切性について」と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。